令和８年（フ）第９４号
秋田市大住南一丁目８番16号
破産者　播磨谷　直
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９号
新潟県長岡市中之島2013番地32
破産者　早川　　愛
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第６３号
新潟県長岡市大島本町１丁目８番地９
破産者　矢野　勝弘
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第８６号
新潟県長岡市昭和２丁目10番２号
破産者　清田　博俊
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第８７号
新潟県長岡市昭和２丁目10番２号
破産者　清田　澄江
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第９８号
富山市田畑1676番地35
破産者　石動　かおる
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３号
富山県高岡市大町４番20号、前住所富山県高岡市昭和町３丁目１番23号
破産者　廣島　嘉春
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８７号
富山県射水市三ケ2555番地12
破産者　齋藤　花音
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第９１号
富山県南砺市嫁兼80番地
破産者　影近　真三
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８６７号
名古屋市港区大手町５丁目49番地の１
破産者　大倉　啓人
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１１７号
名古屋市中川区春田４丁目78番地　エレガンスＩＣＨＩＹＡＮＡＧＩ203号
破産者　伊藤詠美子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２４４号
愛知県東海市加木屋町東平井34番地の４　ルーミング平井301号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目15番33号　エコロジー栄レジデンス1301号
破産者　三浦悠太郎
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３２３号
愛知県日進市岩崎町岩根272番地９、従前の住所愛知県瀬戸市山の田町43番地の40
破産者　與古田真紗美
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５４号
名古屋市千種区千代が丘１番102―712号　千代が丘団地、従前の住所愛知県春日井市大留町２丁目10番地３　ファーストコレクション神領601号
破産者　オフィス廣田ことハウスクリーニング・ヒロこと　廣田　和幸
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４０６号
名古屋市中川区八田町2203番地　オープンブルーム八田803号、従前の住所名古屋市港区春田野２丁目2001番地
破産者　石塚　健太
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５号
広島県広島市西区井口一丁目４―37、開始決定時の住所京都府福知山市字天田126番地
破産者　西村　純一
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和５年（フ）第５５１７号
大阪府東大阪市吉田６丁目２番58号シャトーエイジ　301号
破産者　坂本　　惇
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４３２４号
大阪市鶴見区焼野１丁目南８番５号　ボンボヌール鶴見緑地101、前住所大阪市西区南堀江２丁目１番15―1302号
破産者　福富　加奈
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２６５号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番４―503号
破産者　加藤　栄市
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部